

基礎から最新情報 まで

1冊にまとめました!

確定申告の前に知っておきたい

超基本から学ぶ ステーブルコイン の税務

改正資金決済法(2023年施行)対応

[著] 岡部典孝、清水音輝、坂本新
[体裁] A5判 / 152頁
[定価] 2,750円 (本体:2,500円+税10%)

本書の特長

2023年6月の
資金決済法改正で変わった
ステーブルコインの
税務上の取扱いについて、
最新情報や現場のFAQを
交えて解説!

種別ごとに仕組み、
特徴、取引方法から
税務上の取扱いまで
幅広く網羅!

目次〔抜粋〕

はじめに

第1章

新しい決済手段「ステーブルコイン」
について超基本から学ぶ

資金決済とステーブルコイン
貨幣史とデジタル資金決済制度の変遷
貨幣の3つの機能
ステーブルコインとは
ステーブルコインの特長
ステーブルコインの取引方法
ステーブルコインの分類

第2章

ステーブルコインと法律

2022年資金決済法改正の概要
ステーブルコインと電子決済手段について

第3章

ステーブルコインと税務

ステーブルコインが税務上、注目される背景
ステーブルコインの税務上の取扱い
何が電子決済手段にあたるか
「電子決済手段」の税務上の留意点
ステーブルコインの会計上の取扱い
税理士の視点で考える!
ステーブルコインについてよくある質問
ステーブルコインと税務調査

第4章

ステーブルコインの今後

ステーブルコインで実現可能なこと



こちらも好評発売中!

一冊ですべてわかる!>>>

暗号資産の 税務処理と 調査対応の ポイント

編著:監修 武田 恒男

ややこしい「暗号資産」の
税務をサッと攻略!
調査対策までを完全網羅した
実務家必携の一冊!!

第1法規

一冊ですべてわかる!
暗号資産の税務処理と
調査対応のポイント



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

ステーブルコインの第一人者が最新情報と具体的な事例を交えて解説!

ステーブルコインの分類

ステーブルコインを分類するさまざまな着眼点について解説します。

「償還を約するかどうか」による分類

「発行体が償還を約するかどうか」「発行体が償還を約している場合、どの資産で償還するか」はステーブルコインを分類する上で極めて重要です。ステーブルコイン発行体が法定通貨で償還を約している場合、発行体は資金移動業者や信託、預貯金取扱金融機関相当のライセンスを保有していると通常考えられます。

一方で、暗号資産で償還を約している場合は、スマートコントラクト等のアルゴリズムによって価値を保つよう設計された場合など発行体が存在するとは限りません。しかしながら、ライセンスをもった発行体が存在しない場合はスマートコントラクトに不具合が発生した場合に責任をとる主体が存在しない可能性が高く、利用は自己責任・自己運用の範囲となります。DAIのように国内でライセンスを有する暗号資産交換業者で安定して取引がされている場合は暗号資産交換業者経由で換金できる期待がある程度認められるためまだ良いのですが、そうでない場合は通常、取引したい方が良く考えられます。

発行体による分類

発行体は国内事業者の場合も、海外事業者の場合も、デジタルマネー発行体や信託事業者、資金移動業者、前払式支払手段発行業者、無償

ステーブルコインが税務上、注目される背景

ステーブルコインの一部が「電子決済手段」に位置づけられることで、今後、多くの個人および企業が決済手続きの中で「電子決済手段」を利用することが見込まれます。そして、電子決済手段を利用することで、勘定科目に「電子決済手段」を計上することになると想定されます。ステーブルコイン、そして「電子決済手段」は、税理士にとって理解が必要不可欠なキーワードになります。

本章では、税理士としてステーブルコインを扱う上での「正確な情報」「考え方」、そして、税務処理上ありがちな間違いを防ぐためのポイントを、さまざまな角度から確認していきます。

決済手段としてのステーブルコイン

決済とは、商品・サービスの提供を受ける対価を相手に渡すことをいいます。

現在は、現金を対価として渡す、または、現金を銀行経由で振込みをするなど貨幣で行うことが主ですが、決済の起源は、物々交換です。相手に渡す対価が、綺麗な貝や大きな石から、金貨、そして貨幣へ進化を遂げ、決済手段そのものが、時代とともに変化してきました。以下では、近年のデジタル化に伴う経済圏の変化と、ステーブルコインに至る新しい決済手段がどのように日本社会に広がり、税務や会計に影響を及ぼすことになるのかを検討していきます。

決済手段になるはずだった暗号資産

図表 電子決済手段の法令上の位置づけ

金商法	資金決済法	
有価証券に表示されるべき権利の例 ・ 株式 ・ 社債 ・ 集団投資スキーム持分	電子決済手段 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号	暗号資産
	前払式支払手段 ・ 自家型 ・ 第三者型	

以下、電子決済手段の定義を確認し、電子決済手段と有価証券や他の決済手段等との関係を検討した上で、ステーブルコインの法的性質に関する議論を検討していきます。

電子決済手段の定義

電子決済手段とは、資金決済法に規定された決済手段のうちの一つで

「電子決済手段」の税務上の留意点

国税庁は、令和5年12月25日「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」において、「電子決済手段に関する税務上の取扱い」を初めて公表しました。

これにより、ステーブルコインのうち「電子決済手段」となるものについては、明確な税務処理が可能となります。

以下、電子決済手段の取得時・譲渡時・期末時における課税関係が整理されている部分を抜粋して掲載します（「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」国税庁より抜粋）。

3-2-1 電子決済手段の取得時の課税関係（令和5年12月追加）

問 当社は電子決済手段を金銭の払込みにより取得しました。この場合の税務上の取得価額はどうなりますか。

答 電子決済手段の券面額に基づく価額が税務上の取得価額となります。電子決済手段は、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、券面額に基づく価額と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものとされており、要求払預金に類似する性格を有し、金銭債権に該当すると考えられます。

ところで、会計上、電子決済手段を取得した場合は、その受渡日にその電子決済手段の券面額に基づく価額をもって電子決済手段を資産として計上し、その電子決済手段の取得に際して払い込んだ金銭の額とその券面額に基づく価額との間に差額があるときは、その差額を損益として処理する

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書（第一法規刊）		
書名	価格	部数
確定申告の前に知っておきたい 超基本から学ぶステーブルコインの税務—改正資金決済法(2023年施行)対応 [094417]	定価 2,750円 (本体 2,500円 + 税 10%)	部
一冊ですべてわかる! 暗号資産の税務処理と調査対応のポイント [091496]	定価 4,400円 (本体 4,000円 + 税 10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

事務所名 公用 私用

フリガナ TEL

ご氏名 様 E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX. 0120-302-640

書店印